

道路法上の原因者負担金に係る保険者の責任

今 川 嘉 文

I 原因者工事制度

道路管理者（国、地方自治体、高速道路株式会社等）は、道路法22条1項に基づき、特別の原因により道路に関する工事または道路の維持を必要とするに至った場合、その原因者に当該道路に関する工事等（原因者工事）の施行を命じることができる。これは原因者工事制度といわれる。また、道路法58条1項に基づき、道路管理者は自らが行った原因者工事に要した費用を、原因者に負担させることができる。これは「原因者負担金制度」といわれる¹。

裁判実務では、原因者負担金を課すことの適否または負担金の算定方法に関して多く争われてきた。本稿は、東京高判平成27年6月24日判時2320号46頁を対象として、共済業²を営む協同組合が原因者負担金について支

- 1 道路法令研究会編著『（改訂5版）道路法解説』（大成出版・2017年）151頁。
- 2 共済は、地域または職業を同じくする者が組合員となり、保険料に相当する共済掛金を支払って共同の準備金を形成し、組合員の中で危険が実現した者に対し共済金を支払う相互救済制度である。共済は保険と同じ経済的機能を果たすにもかかわらず、主務官庁および適用法令が異なる。しかし、保険法は保険法の規定が適用される契約を定義するにあたり、保険と共済の共通の機能に基づき、保険契約、共済契約その他のいかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付を行うことを約し、相手方がこれに対して一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約する契約であると定めていることから（保険法2条1号）、共済に保険法の規定が適用される（岡田豊基『現代保険法』（中央経済社・2010年））

払義務を負うのかを検討する。

Ⅱ 東京高判平成27年6月24日の概要

1 事実の概要

平成20年8月3日、道路運送事業者A社の従業員Bは、同社保有の貨物自動車（以下、「本件車両」という。）を運転していたが、首都高速道路で本件車両を横転させた。それにより、けん引していたタンクセミトレーラーに積載していたガソリン等が炎上した（以下、「本件事故」という。）。その結果、コンクリート橋脚等の道路構造物が損傷し、橋桁の架け替え等の作業を要した。その作業費用は、17億3,883万円余であった。

平成23年6月1日、首都高速道路を管理するC社（首都高速道路株式会社）は、A社に対し、道路整備特別措置法（平成25年法律第30号による改正前のもの。以下、「道路特措法」という。）40条1項および道路法58条1項に基づく原因者負担金（以下、「本件負担金」という。）として、前記の作業費用を請求した。同月24日にも、A社に対し、道路特措法45条3項に基づき、本件負担金の納付を求める督促状を発したが、期日までに納付されなかった。

C社は、X（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構）に本件負担金の徴収を申請した³。Xは、同年7月6日、A社に対し、道路特措法45条4項および道路法73条1項2項に基づき、本件負担金および督促手数料（50円）を納付するように督促状により督促した⁴。しかし、A社は支

20頁～21頁）。本判決は共済の事案であるが、本評釈において、保険者および保険契約等の文言を用いても問題はないであろう。

3 Xは高速道路に係る道路資産の保有、高速道路株式会社6社への貸付け等に加え、高速道路管理者の権限を代行し、本件負担金の強制徴収権を有している。

4 A社は、同年8月31日、国土交通大臣に対し、本件督促処分について審査請求を申し立てたが、平成24年7月12日、国土交通大臣は審査請求を棄却する

払わないでいた。

平成24年7月12日、Xは道路法73条3項および国税徴収法47条に基づき、本件負担金および督促手数料を徴収するため、A社がY協同組合⁵に対し有する共済金支払請求権を差し押さえ、取立訴訟を提起した。

YおよびA社は、平成19年12月26日に、対物共済金額が無制限とする自動車共済（以下、「本件契約」という。）を締結していた⁶。本件契約に適用される共済約款（以下、「本件約款」という。）には、対物事故によりA社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、共済金を支払う旨が規定されていた（第1章2条1項2項）⁷。

Yの主張によれば、平成21年12月31日以前には、東京海上日動の一般自動車保険普通保険約款において原因者負担金の負担が保険対象となる旨が規定されていない。そのため、実務においても原因者負担金の負担が共済または保険対象となると考えられてはいないとされる。

すなわち、平成22年1月1日から適用される東京海上日動の一般自動車保険普通保険約款（以下、「改訂後約款」という。）の「第1章賠償責任保

↘ 裁決をした。A社は抗告訴訟を提起しなかったため、本件督促処分は確定した。

5 Yは、中小企業等協同組合法に基づき運輸大臣の認可を受け設立され、運送事業者を加入組合員とする自動車共済等を営む者である。

6 本件契約では、対物共済金額が無制限であるが、危険物積載車の対物限度額は10億円であった。本件車両は危険物積載車に該当した。

7 本件約款には、他に次の定めがあった。① 対物事故によってA社の負担する法律上の損害賠償責任が発生したときは、損害賠償請求権者は、YがA社に対して共済責任を負う限度において、Yに対して、A社が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額からAが損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額を差し引いた損害賠償額の支払を請求することができる（直接請求権。第1章13条1項・3項）、② 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が、A社の共済金の請求と競合したときは、Yは損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払う（同条4項）、③ Yに対する共済金請求権は、A社が負担する法律上の損害賠償責任の額について、A社と損害賠償請求権者との間で判決が確定した時又は裁判上の和解、調停若しくは書面による合意が成立した時から行使することができる（第5章16条1項1号）。

「賠償責任条項」では、「当会社は、保険契約者又は被保険者が支出した原因者負担金（対物事故が発生した場合で、失火ノ責任ニ関スル法律の適用により被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないときにおいて、被保険者が道路法58条の原因者負担金として支出した費用）は、これを損害の一部とみなし、前項の規定に従い、対物賠償保険金を支払う（4条2項）」旨の規定がある。しかし、それ以前の約款には当該規定はなかった。

Xの請求額は、共済金の限度額10億円から、他の損害賠償請求者に支払済みの共済金を控除した残額9億9,880万円余および商事法定利率の年6分の割合による遅延損害金である⁸。一審の東京地裁は、Xの請求を認容したため、Yは原判決の取り消しを求めて控訴した⁹。

一審東京地裁は原告Xの請求を認容したため、被告Yは控訴した。しかし、東京高裁は控訴を棄却して、確定した。

2 判 旨

（1）約款上の「法律上の損害賠償責任」について

「道路法58条1項では原因者負担金制度が規定されているところ、一般国民の日常生活に必要不可欠な公共用物である道路の管理に関する費用は、原則として、当該道路の道路管理者の負担とされているが（同法49条）、他の工事又は他の行為により道路に関する工事又は道路の維持の費用が生じた場合には、それらの原因行為がなければ道路に関する工事等を施工する必要は生じなかったと考えられ、その費用を道路管理者に負担させることは衡平を欠くと考えられるから、衡平の観点から、原因を与えた行為者（原因者）にその全部または一部の費用を負担させることとしたものと解

8 Xが請求した遅延損害金は、債権差押通知書がYに到達することにより共済金の支払を請求した日の翌日である平成24年7月14日から支払済みまでを対象期間としている。

9 本件訴訟では、原因者負担金の負担責任は、本件約款が規定する「法律上の損害賠償責任」に含まれるのが主たる争点となった。

される。そして、特定の者の行為が原因で生じた道路の損傷や汚損等がある場合、道路の本来の機能を迅速に回復させるとともに、工事等に要する費用を迅速に徴収することは、一般納税者や一般道路利用者の負担を軽減する意味で公益に資するといえることができる。それゆえ、行為者の故意過失を問わず、不可抗力による免責もなく、「失火ノ責任ニ関スル法律」の適用もなく、複数の原因者がいるときもそれぞれに全額負担をさせることができ、負担金額からの減価償却分を控除することも認められず、さらには、国税及び地方税に次ぐ先取特権が与えられ（同法73条3項）、債務名義を取得して強制執行の手続をとることなく、行政上の強制徴収を行うことまで可能とされているところである。

他方、自動車に関する保険契約又は共済契約等の損害保険契約についてみると、損害保険契約は、一定の事故など偶然な事象の発生によって被保険者等に生じる経済的な損失ないし不利益を保険者ないし共済組合等がてん補することをその本質としているところ、これら一定の偶然の事故等による損害については、通常、不法行為又は債務不履行等による損害が想定されるところではあるが、自動車は通常公共用物である道路上を走行するものであることに鑑みると、保険契約又は共済契約を締結する保険者及び保険契約者等において、上記のような公用負担を命じる制度であって行政上の強制徴収手続まで備えている原因者負担金制度によって負担することとなる原因者負担金を、損害の対象からあえて排除するとの意思を有していると解することは困難というべきである。

このことは、これまでの保険契約又は共済契約における原因者負担金の支払実務において、原因者の過失等について何ら審査されることなく、また、保険約款又は共済約款の規定文言に拘わらず、保険会社又は共済組合から道路管理者に対して、原因者負担金が支払われ続けていることに照らしても明らかというべきである。

本件契約は、対人及び対物事故が発生した場合に、A社が、Yに対し、

契約上の共済金の支払を求めることになるものであり、自動車に関する保険契約又は共済契約とその機能及び実体は何ら変わるところはない。また、Y自身、これまで、Cから原因者負担金の請求を受けた際、原因者の過失等について特段の審査をすることなく、その支払を続けてきたところである。そうであれば、本件約款における『法律上の損害賠償責任』には、原因者負担金制度における負担責任も含まれるものと解するのが相当である。」

(2) 原因者負担金と損害賠償責任について

「Yは、東京海上日動の一般自動車保険普通保険約款の改正を指摘して、実務においても原因者負担金の負担が共済又は保険の対象となると考えられてはいない旨を主張する。しかし、約款の改正をして原因者負担金の負担を含むことを明記したからといって、従前は原因者負担金の負担を含まない趣旨であったということはできない。上記約款は、原因者負担金に対しても保険金が支払われていた従来の実務慣行に従って、原因者負担金の負担も保険の対象になることを明文化したものである。」

(3) 遅延損害金に係る法定利率について

「A社は株式会社であるから、A社が締結した本件契約は商行為と推定され、本件契約に基づく共済金支払債務の履行遅滞による遅延損害金利率は年6分になる（商法514条）と解すべきである。Yは、共済契約は組合員の相互扶助の精神に基づき共済事業を行うものであり、営利を目的とせず営業としてなすものではないから、A社とYとの本件契約は商行為ではないと主張するが、商法514条の『商行為によって生じた債務』には、債権者にとって商行為たる行為によって生じた債権も含まれるから（最判昭和30年9月8日民集9巻10号1222頁）、Yの主張は採用できない。」

Ⅲ 保険者の原因者負担金の支払義務

1 原因者負担金制度

(1) 本判決の意義

前述した東京高判平成27年6月24日判時2320号46頁（以下、「本判決」という。）は、共済約款上の「法律上の損害賠償責任」には、原因者負担金制度における負担責任が含まれるとし、保険者に保険金の支払義務を課したことに意義がある。

本判決の特徴は、原因者負担金の支払義務に関し、自動車共済の約款が支払事由として定める「法律上の損害賠償責任」の負担に該当し、保険者であり共済業を営む協同組合の保険金支払義務が争われたことにある。

原因者負担金の支払責任が保険保護の対象とする「法律上の損害賠償責任」に含まれるのか。それを含むとする理由として、本判決は、保険契約当事者の意図に加え、保険者が道路管理者に原因者負担金を支払ってきた実務慣行を重視しているといえる。

(2) 原因者負担金制度の機能

原因者負担金制度は、公法上の金銭給付義務であり、従来から頻繁に活用されてきた¹⁰。当該制度に関する道路法58条1項は、「道路管理者が、他の工事または他の行為により必要を生じた道路に関する工事または道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事または他の行為につき費用を負担する者にその全部または一部を負担させるもの」と規定する¹¹。

10 市吉繁夫「道路管理者が、業務遂行中に道路を損傷した者の使用者に対して発した道路法58条1項所定の負担金負担命令が、法に縛束された要件に関する判断の誤り又は裁量権の濫用がないとして適法とされた事例」西南学院法学論集20巻1号（1987年）166頁。

11 「他の工事」とは、当該道路を含むすべての道路法上の道路に関する工事以外の工事であり、「他の工事により必要を生じた道路に関する工事」とは、例えば、

同条1項の文言の解釈として、第1に、「他の行為」とは、道路を損傷し、もしくは汚損した行為または道路の構造の現状を変更する必要を生じしめた行為である（同法22条1項参照）。

第2に、「それにより必要を生じた道路に関する工事または道路の維持」とは、例えば、自動車が破壊した橋の勾欄の復旧工事、石油類の多量流出のために汚損した道路に係る通常の維持の程度を超えた特別の清掃行為等をいう¹²。

第3に、「他の行為につき費用を負担する者」規定しているのは、行為者とその費用負担者が異なる場合、その費用負担者に支払いを負担させる趣旨である¹³。

(3) 道路管理に係る費用負担

道路管理に要する費用は、原則として、道路管理者が負担する。しかし、特別の原因により、道路に関する工事または道路の維持の必要が生じた場合、その費用を道路管理者に負担させることは、結果的に、通常の使用範囲を超える使用により生じた損害を通常使用者に負担させることにつながる。それは原因者に、特別の利益が生じることになる。これは衡平に反するといえる。

本判決においても、「工事等に要する費用を迅速に徴収することは、一般納税者や一般道路利用者の負担を軽減する意味で公益に資する」と述べている。道路を損傷する原因を与えた者に対し、必要を生じた限度において、特別の負担金を課すことは理に適う。

また、道路管理者は原因者負担金の負担命令を出し、これが納付されない場合、国税滞納処分の例により強制徴収することができる（道路法73条

河川の引堤工事により必要を生じた道路の移築工事、堤防の嵩上工事に伴う橋の改築工事または取付道路の嵩上工事、ダム建設工事により水没する道路の代替道路の建設工事等をいう（道路法令研究会編著・前掲注(1)151頁）。

12 道路法令研究会編著・前掲注(1)152頁。

13 道路法令研究会編著・前掲注(1)584頁。

3項)。公益上の重要性に照らし、法が強力かつ迅速な自力執行を認めているといえる¹⁴。

(4) 原因者に請求できる金額

道路法58条1項に基づき原因者に請求できる金額は、「その必要を生じた限度」を前提としている。他の工事等によって必要を生じた道路に関する工事を施行するに際し、不可避免的に道路の改良を伴うような場合（耐用年数の延長等について）、超過分は道路管理者において負担すべきものである¹⁵。

他方、従前と同一の施設を再築する場合、道路管理維持機能は何ら変化が無いので、道路の改良とはいえず、道路管理者において負担する耐用年数の超過に該当しない¹⁶。

しかし、従前の施設が老朽化している場合でも、価値の復元ではなく、機能復旧（効用の原状回復）をするのであれば、当該復旧に要する費用は原因者に負担させてよいとされる¹⁷。工事の内容がすべて機能復旧に必要なものであり、原因者の損傷行為と相当因果関係があれば費用全額を負担させることができる。

交通処理費用および事務費等は、復旧工事と相当因果関係の認められるものについては、「工事に要する費用」と解される。予見可能な結果によって直接生じた損害については、全額負担となるが、予想を超える損害については、「その全部または一部」を負担させることになろう¹⁸。

実務では全額負担が前提とされ、一部負担の明確な基準はないようであ

14 道路法令研究会編著・前掲注(1)587頁。

15 道路法令研究会編著・前掲注(1)584頁。例えば、アスファルト舗装をコンクリート舗装にするなど、従前の施設より耐用年数が長いものに改良することである。

16 秦博美「道路法の原因者負担金制度と裁量統制（一）」北海学園大法学研究45巻4号（2010年）90頁。

17 道路法令研究会編著・前掲注(1)586頁。

18 道路法令研究会編著・前掲注(1)586頁。

る¹⁹。

2 札幌高判平成16年3月25日の検討

(1) 現存価値以上の負担の是非

施設の機能復旧に必要である限り、結果的に現存価値以上の負担を原因者に課すことは許容されるのか。当該論点が争われた事案として、札幌高判平成16年3月25日がある。本件は、運転者Xが車両を路外に逸脱させ、反対車線側に設置の凍結防止剤自動装置（以下、「本件装置」という。）を損壊させた事案である。道路管理者Y（北海道庁）は、本件装置の復旧工事において、損傷した本件装置を撤去して、新たに同程度の施設一式を設置した。

Yは、道路法58条1項に基づき、Xに対し復旧工事に要した費用の全額351万円余の負担を命じる処分を下した。Xは当該処分について行政不服審査法に基づく異議を申し立てたが、棄却されたため、当該処分の取消しを求め、訴えを提起した。

札幌地裁は、「本件工事に要した費用全額をXに負担させる本件処分は、Xに本件装置の現存価値を超える高額の金銭の支払を命じ、衡平の観点から許容することができない」と述べ、本件装置の設置の経過年数、償却率等を考慮して、本件装置の現存価値である225万円余を負担金とした（札幌地判平成15年10月10日 LEX/DB-28090154）。

(2) 負担が許容される事案

札幌高裁は、「Yが本件交通事故により本件装置を損壊したことから、Xは、本件装置を修理した場合よりも割安である、本件装置を撤去して新たに同程度の施設一式を設置するという本件工事を施行することにしたのであるから、Xが本件処分によりYに負担を命じた本件工事に要する費用

19 秦博美・前掲注(16)56頁。

351万円余は本件装置の機能回復に必要な限度内にあったものと認められる。……機能回復に必要である限り、結果的に原因者に対して現存価値以上の負担を課することとなったとしても、それだけでは道路法58条1項に反するものではない。……本件装置が本件交通事故時に経年劣化等により設置時の機能を保っていなかったとも認められないから、本件工事の施行によって、Xに必要な機能回復以上の利得が生じたものともいえない。……全額負担を命じ得ることは、道路法58条1項の規定上明らかであり、裁量権を逸脱したものと評価すべき事情は何ら見当たらない」と述べ、原判決を取り消し、Xに351万円余の支払いを命じた（札幌高判平成16年3月25日 LEX/DB-25410340）。

(3) 裁量権の濫用の有無

原因者負担金制度は、原因者に対し、施設等の機能回復を図るために必要な工事費用を課すものである。判例に照らし、道路維持管理機能の原状回復を超えて改良となる機能の付加価値増加など²⁰、裁量権を逸脱しない範囲において、結果的に現存価値以上の負担となることが許容される可能性がある。

他方、裁量権の濫用として、次が考えられる。例えば、① 復旧工事により設置された装置が従来装置より格段に機能が向上し、当該価値増加に関し高額な費用を要しながら、その全額を原因者に負担させた場合、② 修理をすれば安価な費用で済みながら、敢えて新装置と取り替えたため高額な費用を負担させる結果となった場合、③ 原因者の行為と相当因果関係のない損傷に関しても一括復旧工事を行い、その費用の全額を原因者に負担させた場合、などがあろう²¹。

20 秦博美「道路法の原因者負担金制度と裁量統制（三）完」北海学園大学法学研究47巻1号（2011年）94頁。

21 秦博美・前掲注(16)67頁～68頁参照。

3 損害賠償額の算定

(1) 不法行為責任と原因者責任との関係

本判決（東京高判平成27年6月24日）の事故に関連して、C社は、A社およびBほか2名に対し、不法行為（民709条・715条）に基づき、復旧工事等に要した費用、営業損失およびその他の損失として総額34億4,934万円余の損害賠償を求める訴えを提起している。

東京地裁は、A社およびBに対し、総額32億8,937万円余の賠償を命じた。ただし、修理費用の一部は、原因者負担金としてから回収できるため、A社およびBに対し請求できるのは、その分を控除した額に限られるとした（東京地判平成29年7月14日 LEX/DB-25535849）。

このように原因行為が不法行為責任の要件を満たす場合、原因者負担金請求権および不法行為による損害賠償請求権は競合する。ただし、原因者負担金制度の場合、有料道路における期待利益等の損害負担を求めることはできない²²。

(2) 両責任の競合と責任追及の選択

例えば、運転手が自動車の運転を誤って道路を損傷させた場合、不法行為責任および原因者負担金責任を生じさせるであろう。このような事案では、道路管理者は、手続の簡便さなどを勘案して、対象運転者に対し不法行為による損害賠償請求ではなく原因者負担金責任を追及することが考えられる。

原因者負担金制度は、公物使用関係における負担の衡平を図る観点から、

22 不法行為責任と道路法上の原因者負担金請求権との関係として、次のことが指摘できる。第1に、行為者の過失の有無は、原因者責任の発生の要件ではない。ただし、過失の有無または程度は、原因者負担の根拠である「特別の利益」の有無または程度を判断するに当たり要素となりえる。第2に、道路管理瑕疵責任との過失相殺の主張は、原因者責任の存否を争う理由とはなり得ない。第3に、原因行為が原因者負担金請求権および不法行為責任との競合を生じることがあり、道路管理者は因果関係の立証の困難性、徴収事務の難易等を勘案して適宜選択しうる（道路法令研究会編著・前掲注（1）154頁～155頁）。

民法上の不法行為制度とは異質の制度として設けられた。道路法上の原因者負担金制度は民法上の損害賠償請求権の特別法という関係ではなく、不法行為責任の有無が原因者負担金制度における原因者責任の存否を左右することはない。

当該問題について、大阪高裁昭和61年3月25日判決は²³、「原因者負担金制度は、不法行為の制度とは異なり、道路管理者に対して、優越的地位における行政上の裁量により道路に関する工事または道路の維持の費用負担を工事等の原因者に課する命令権限および強制徴収権を求めたものと解すべきである。道路管理者の発する給付命令は、原因者の故意、過失は要せず、その行為の適法不適法をも問うものではなく、その原因の一端が

23 本件における事実の概要は次である。X社の運転手Aは、阪神高速道路を走行中に荷台後部の荷物から出火し、道路端の騒音遮壁用プラスチック板を燃やすなどして、損傷が生じた事案である。阪神高速道路を管理するYは、X社に対し本件損傷に係る復旧工事費用の負担命令を発した。X社は、「本件出火は第三者の煙草の火によって生じたものであり、X社は本件出火に何ら責任を負うべき理由がなく、負担命令は違法である」と主張し、Yに対し、本件負担命令の取消しを求める訴えを提起した。原判決は、「本件出火は第三者による火のついた煙草を投げ込んだことに起因する、不可抗力によるものとは認め難い」として請求を棄却した（大阪地判昭和60年9月26日判時1117号52頁）。大阪高裁は原判決を維持し、次のように判示した（大阪高判昭和61年3月25日判時1200号56頁）。「本件損傷はXの被用者の事業の執行中に生じたものであるから、Xは民法の使用者責任ないし履行補助者の法理の類推により、道路法58条1項の責任を負う」「原因者負担金制度は、不法行為の制度とは異なり、道路管理者（行政庁）に対して、優越的地位における行政上の裁量により道路に関する工事または道路の維持の費用負担を工事等の原因者に課する命令権限および強制徴収権を求めたものと解すべきである。道路管理者の発する給付命令は、原因者の故意、過失は要せず、その行為の適法不適法をも問うものではなく、その原因の一端が不可抗力に因る場合においても、費用の負担を求めることが行政の目的に合するときは、原因者に対し、負担命令を発することができる。」「本件損傷については、Xが道路法58条1項に定める他の行為につき費用を負担する者に該当するというべく、反証のない本件においては、本件損傷の回復工事費の全額をXに負担せしめた本件損傷命令には、羈束された要件に関する判断の誤りもしくは公益原則、比例原則などに反した裁量権の濫用はなく、同命令は適法で瑕疵はない」

不可抗力に因る場合においても、費用の負担を求めることが行政の目的に合するときは、原因者に対し、負担命令を発することができる」と述べる(大阪高判昭和61年3月25日判時1200号56頁)。

4 保険者の負担範囲

(1) 保険者の負担理由

本件約款は、対物事故によりA社が「法律上の損害賠償責任」を負担することによる経済的損害に対し共済金の支払いを規定している。裁判では、本件約款が保険保護の対象とする「法律上の損害賠償責任」に、道路法58条1項の原因者負担金の支払責任を含むのかが問題となった。

本判決(東京高判平成27年6月24日)は、「保険者及び保険契約者等において、……行政上の強制徴収手続まで備えている原因者負担金制度によって負担することとなる原因者負担金を、損害の対象からあえて排除するとの意思を有していると解することは困難というべきである」と指摘して、それを肯定している。

原因者負担金の支払責任が保険保護の対象とする「法律上の損害賠償責任」に含まれる理由として、本判決は、次の内容を重視している。第1に、保険者および保険契約者等が原因者負担金を損害対象から排除する意思を有していると考えerことは困難であること、第2に、保険者が、原因者の過失等を審査することなく、約款の規定文言に拘わらず、道路管理者に原因者負担金を支払ってきた実務慣行である²⁴。

24 例えば、本件控訴審では、次の事実が認定されている。原因者負担金の請求事務は、C社のほか、東日本・西日本・中日本の各高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、国および地方公共団体で行われている。C社に対し、民営化後の平成17年10月から平成26年1月30日までの間、約6,300件について保険会社・共済組合が窓口となり、保険金・共済金から原因者負担金が支払われている。その中には、Yに関わる案件が約110件含まれ、東京海上日動についても、平成22年1月1日に同会社の一般自動車保険約款が改訂される前の案件が約540件含まれているとされる。

(2) 実務慣行を根拠とする批判

保険契約当事者の意図および従来の支払実務という要素に基づき保険保護の対象とすることには、次の批判がある。

第1に、契約当事者の意図に関し、負担金責任を本件契約のてん補対象に含めることは保険契約者の期待に適うであろう。しかし、約款上、「原因者負担金の支払責任が担保範囲から除外されていないから、保険者はこれも含む意図であった」とするのは解釈として強引にすぎる。

第2に、従来の支払実務を根拠として、保険者に原因者負担金の支払義務を課すのは、「原因者負担金に係る請求について従来、責任保険金が支払われてきた事実」を示すものにすぎず、「損害賠償責任を負わないであろうケースについてまで、保険者が責任保険金を支払ってきたこと」を示すものではないとされる²⁵。

(3) 原因者負担金賦課の運用と制限

概して対物事故では、原因者負担金の負担を求められる行為者（原因者）は、運転等について過失が認定され、道路管理者に対して負う損害賠償責任（不法行為）が肯定される。そのため、原因者負担金責任および損害賠償責任が異質であることは結論に重要でないとされ、保険者は有責となるとする見解がある²⁶。

原因者負担金制度は、行為者の過失を負担責任の発生の要件とはしてい

25 もし不法行為責任を追及されていたならば賠償金を支払わなければならないような事案において、対物保険の保険者が原因者負担金の支払につき責任保険金を支払ってきたことを示すものにすぎないとされる。過去の支払実務を拠り所として、本件で保険金の支払を命ずるためには、「損害賠償責任を負わないであろうケースについてまで保険者が責任保険金を支払ってきたこと」を示す必要があった。控訴人は過去の支払例の中には、原因者負担金の負担者が損害賠償責任を負わなかったであろうケースも少なからず含まれているというデータを示すべきであったとされる（洲崎博史「本判決評釈」損害保険研究78巻3号（2016年）165頁）。

26 土岐孝宏「本判決評釈」法セミ750号（2017年）107頁。

ない。道路管理者は負担金命令を原因が不可抗力の場合でも発することができ、それは「裁量権の濫用」法理の適用を受ける（前掲大阪高判昭和61年3月25日）。また、道路に損傷を与えた原因が台風・地震等の自然災害または第三者の行為²⁷といった不可抗力による場合には負担させないとする見解がある。その理由として、① 負担金を課す要件である「他の行為により必要を生じた」ことが充足しないこと²⁸、② 公法の領域に引き込めば、どんな責任でも負担させることができるわけではなく、原因となった程度に応じて衡平の観点から限定されるからである、という指摘がある²⁹。

実際には、原因者負担金の賦課において、無過失責任を課すことが社会的妥当性を欠く場合、損傷者である行為者を原因者と認定しない、または原因者と認定するとしても負担を妥当な範囲に留めるような運用がなされている³⁰。

理論上は行為者が無過失であったとしても、原因者負担金の支払責任を課することができる。しかし、過失の有無または程度は、原因者負担の根拠である「特別の利益」の有無または程度を判断するに当たってその要素となり得るとされる。原因者負担金に関して責任保険金が請求された過去の例は、現実には不法行為責任も成立しえたケースであったという可能性が極めて高い³¹。

27 例えば、適切に運転等をしていたが、第三者の不適切な運転により損傷が発生したなどである。

28 阿部泰隆「道路法58条に基づく原因者負担金の賦課の要件」法学セミ390号（1987年）100頁。

29 阿部泰隆『行政の法システム（下）〔新版〕』（有斐閣・1997年）492頁。

30 道路法令研究会編著・前掲注（1）585頁。

31 現実には不法行為責任も成立しえたケースとして、例えば、過失があり不法行為責任のルートも利用可能だが、修繕費用の迅速・確実な回収のため原因者負担金のルートが利用されたケースである（洲崎博史・前掲注（26）166頁）。

5 大手損保会社の改訂後約款

(1) 大手損保会社の改訂後約款の影響

本件事故当時、東京海上日動の一般自動車保険普通保険約款には、道路法58条の原因者負担金として支出した費用は、対物賠償保険金として支払う旨の規定がなかった。Yは、東京海上日動の一般自動車保険普通保険約款の改正を指摘して、本件事故当時、実務においても原因者負担金の負担が共済または保険の対象となると考えられてはいない旨を主張した。

しかし、本原審判決および本控訴審判決は、「約款の改正をして原因者負担金の負担を含むことを明記したからといって、従前は原因者負担金の負担を含まない趣旨であったということはできず、従来の実務慣行に従って、原因者負担金の負担が保険対象になることを明文化した」と指摘する³²。

東京海上日動の改訂後約款は、被保険者が支出した原因者負担金のうち、① 対物事故が発生した場合で、② 失火責任法により被保険者が不法行為責任を負わないが、③ 被保険者が道路法58条の原因者負担金として支出した費用に関し、保険金を支払うと規定している。

(2) 失火責任法に基づく責任

失火責任法では、原因者は重過失を除き、政策的配慮により不法行為責任を負わないが、原因者負担金が課される事態は生じうる。学説上、東京海上日動の改訂後約款から窺うことができる約款作成者の考え方として、失火責任法の適用により不法行為責任を負わないが、原因者負担金の支払

32 Yは、① 自動車損害保険契約において、原因者負担金を「法律上の損害賠償責任」ではなく「費用」として明記する保険約款がみられること、② 共済金の支払実務において、原因者負担金が責任保険として支払われたことがあったが、これは法律上の損害賠償責任が生じる事案について支払われてきたものであると主張する。東京高裁は、前記①に関し、従前から損害賠償責任の支払対象としてきた原因者負担金を、約款上、項目を明確化したにすぎないこと、前記②に関し、実際の原因者負担金の請求業務の実態に照らして採用することはできないとする。

責任を負う場合、当該責任は法律上の損害賠償責任ではない。そうであるからこそ、保険者が保険金を支払うためには費用保険金として位置付ける必要があるとされる³³。

一般の衝突事故等では、不法行為責任を負わないが原因者負担金を負うという事案は考えにくい。道路管理者がそのような社会的妥当性を欠くような原因者負担金の支払請求をしてくることは考えにくいからである。被保険者の保険保護として、火災事故に係る原因者負担金責任についてだけ費用保険金の支払を定めておけば十分とされる。裁判所は、「従来の実務慣行に従って、原因者負担金の負担が保険対象になることを明文化した」と述べるが、「従前の支払実績のデータが火災事故以外の事故にかかるとのものであったとすると、そのようなデータを火災事故たる本件事故に援用することは妥当ではない」という指摘がある³⁴。

失火責任法の適用により不法行為責任を負わないが、原因者負担金の支払責任を負う事案、および不法行為責任を負いつつ、原因者負担金の支払責任を負う事案に関し、本判決は必ずしも結論に差異を設けていないようである。

(3) 東京高裁の判断

両事案に関連して、東京高裁は、「従前は原因者負担金の負担を含まない趣旨であったということはできず、従来の実務慣行に従って、原因者負担金の負担が保険対象になることを明文化した」と述べ、「約款規定文言に拘わらず、共済組合から道路管理者に対し、原因者負担金が支払われ続けている」という実態を重視している。

また、「損害保険契約は、被保険者等に生じる経済的な損失ないし不利益を保険者ないし共済組合等がてん補することをその本質としている」と述べ、損害保険契約の機能および本質から、保険契約当事者の意思解釈を

33 洲崎博史・前掲注(25)167頁。

34 洲崎博史・前掲注(25)169頁。

試み³⁵、過失の調査をしない従来の支払実務から、原因者負担金の負担を法律上の損害賠償責任の負担の中に含めて補償する意思を示しているとして、Xの請求を認容しているといえよう。

6 保険契約当事者の合理的期待

(1) 大規模かつ莫大な費用の可能性

本件契約は、対物共済が無制限の保証であるが、危険物積載車では対物限度額を10億円として、A社は当該上限を超える部分については、別途不法行為責任を負うことになる。また、対人共済の掛金が5万7,980円であるのに対し、対物共済の掛金が10万4,900円と約2倍に設定されている。これらから、Yが一方的に過度な負担となっているとは考えにくい。保険者は原因者負担金の負担自体を完全否定していないため、原因者の過失等について特段の審査をすることなく、保険金支払に応じてきたともいえよう。

他方、有料道路の復旧工事は、橋桁の架け替えを要するなど、大規模かつ莫大な費用になる可能性がある。これは保険者の契約当初の予想を超える損害であるかもしれない。原因者負担金は、予想を超える損害については、「その全部または一部」を負担させることになるが、それは道路管理者の裁量に委ねられている。

原因者負担金制度において、判例上、道路管理者は裁量権を逸脱しない範囲において、結果的に現存価値以上の負担となることが許容されている。しかし、「裁量権の濫用」法理の適用基準は必ずしも明確ではなく、対象事案ごとに詳細な検討を要することになろう。

(2) 保険契約当事者の合理的期待

原因者負担金の賦課は全額負担が前提であり、全部負担ではなく一部負

35 土岐孝宏・前掲注(26)107頁。

担の適否および負担割合の算定に関する明確な基準はないようである。これら基準に加え、道路管理者による裁量権が逸脱しない範囲を、より明確にすることが求められよう。そうでなければ、保険者に予想を超える損害の負担を課すことにもなりかねない³⁶。

しかし、本件事故のような大規模かつ莫大な費用を要することになる復旧工事等だからといって、直ちに保険契約当事者が原因者負担金の支払義務を免責される意図を有していたとはいえないであろう。本判決は、道路法58条1項の解釈および運用実務に照らし、保険契約当事者に合理的に期待される内容に即して判断を下したと考えられる。

7 遅延損害金に対する法定利率

(1) 商法514条の適用根拠

共済金支払債務の履行遅滞による遅延損害金に商事法定利率が適用されるのかという論点に関し、東京高裁は原判決を引用して、次のように判示している。

「A社は株式会社であり、A社が締結した本件契約は商行為と推定される。商法514条の『商行為によって生じた債務』には、債権者にとって商行為たる行為によって生じた債権も含まれる（最判昭和30年9月8日民集9巻10号1222頁）」とした。そして、「共済契約は組合員の相互扶助の精神に基づき共済事業を行うものであり、営利を目的とせず営業としてなすものではないから、A社とYとの本件契約は商行為ではない」とするYの主張を排斥した。

保険者と保険契約者の団体とが一致し、その共同の計算において相互に保険し合う相互保険は、商法502条9号の保険に含まれないと解すること

36 保険者が負う適正な責任保険金額の確定について、それを確保する手立てを配慮する必要がある（塙善多「訴訟不通知と非承認示談」加藤一郎＝木宮高彦編『自動車事故の損害賠償と保険』（有斐閣・1991年）468頁以下参照）。

が通説である³⁷。

では、本件訴訟において、A社とYとの本件契約に商法514条が適用される根拠はなにかが問題となる。

(2) 債務の発生原因

商法514条は、「商行為によって生じた債務に関しては」と規定する。しかし、法文上その商行為自体（商人・非商人または一方的・双方的の行為たる商行為）についてはもとより、債務発生の原因自体についても、「債務者のための商行為によって」または「債権者のための商行為によって」などの何らの限定はなされていない。債権者は自己がもし利用すればより有利に運用するであろう金銭を他人（相手方たる債務者）に利用せしめるために、その自らの利用を放棄またはより有利な運用のために他人に利用せしめ、あるいは有利な運用上の利益を期待しまたは期待の上に立っているからである。債務者のための商行為によって生じた債務の場合にのみ商法514条の適用を認め、債権者のそれを認めないとすれば、両者の均衡を失することになる³⁸。そのため、商事法定利率の適用対象は双方的商行為であることを要せず、一方的商行為を含むとされる。

(3) 非商人への適用の是非

最判昭和30年9月8日の立場は、大判明治44年3月24日民録17輯159頁および大判大正4年2月8日民録21輯75頁が判示している。学説上も、商法514条は債務者と債権者のいずれのために商行為であるかを問わず適用されるのが多数説である³⁹。

37 大隅健一郎＝戸田修三＝河本一郎編著『判例コンメンタール商法Ⅲ上（総則商行為）』（三省堂・1977年）218頁、鴻常夫『商法総則（補訂版）』（弘文堂・1982年）87頁。

38 岩本埤「商行為によって生じた債務とその範囲」関西大法学論集5巻4号（1956年）84頁～85頁。

39 竹内昭夫「商行為たる売買契約の合意解除に基づく代金返還債務の法定利率」法協94巻11号（1977年）94頁。

商人を相手として取引する限り、非商人といえども営利取引に特有な商法514条の適用を甘受すべきことになる⁴⁰。本判決が遅延損害金について商事法定利率を適用したことは、妥当であろう。

40 青竹正一「商法514条にいう商行為によって生じた債務の意味」商法（総則商行為）判例百選第5版（2008年）87頁。